

横手市発注工事の現場代理人の兼務について

平成30年4月1日
横手市契約検査課

横手市が発注する建設工事の現場代理人の配置について、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。

【内容】

同一の現場代理人を配置しようとする工事が次の要件を全て満たしている場合には、あらかじめ発注者の承認を得て、当該現場代理人をそれぞれの工事に配置できるものとします。

同一現場代理人を配置できる工事件数は3件まで（災害復旧工事等（災害復旧工事、改良復旧工事その他これらに類する工事をいう。以下同じ。）が1件あるときは4件まで、災害復旧工事等が2件以上あるときは5件まで）とします。ただし、発注者が現場代理人の専任が必要であると判断した場合は、兼務できないものとします。

《要 件》

- 工事現場がいずれも横手市内であること。
- 横手市発注工事及び秋田県発注工事であること。
 - ※秋田県発注工事との兼務を申請する場合には、県の承認も必要となります。
- 1件の請負金額が3,500万円未満の工事であること、
又はいずれも同一の主任技術者が管理する工事であること。

【適用】

平成30年4月1日から適用します。

【その他】

現場代理人の兼務申請については、横手市ホームページ掲載の「現場代理人の兼務申請について」にて確認ください。